



標津町で住宅取得をお考えの皆さま



連携



【フラット35】 子育て支援型
地域活性化型



・標津町では、住宅金融支援機構と連携し、標津町定住住宅取得支援事業（新築及び中古住宅取得）をご利用される方を対象に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度（【フラット35】子育て支援型・地域活性化型）を行っています。（平成31年4月1日以降の受付分より適用）

標津町定住住宅取得支援事業

■住宅を新築される方（80㎡以上の住宅を新築される方）

・建設工事費（消費税含む）の10%相当額かつ200万円までで、新規移住者は50万円、町内業者施工は50万円を上乗せします。

最大支援額300万円（支援金は10万円単位です。）

■中古住宅を購入される方

（昭和56年以降に建設された中古住宅を購入される方）

・固定資産税評価額の2倍の10%相当額かつ50万円までで、新規移住者には50万円を上乗せします。

最大支援額100万円（支援金は1万円単位です。）



・標津町定住住宅取得支援事業の補助金を受ける方で、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型のいずれかの要件を満たす方が対象となります。（下記参照）

【フラット35】子育て支援型・地域活性化

【フラット35】<子育て支援型（若年子育て世帯）>

要件

- ・高校卒業前の子がいる
- ・補助申請者または配偶者が45歳以下である。

【フラット35】<子育て支援型（同居・近居）>

要件

- ・高校卒業前の子がいる。（親世帯が申請者である場合は、子の子が高校卒業前であること。）
- ・3世代以上の直系家族が同居すること。（同居の場合）
- ・子育て世帯及び直系親族が近居すること。（近居の場合）

【フラット35】<地域活性化型（UIターン）>

要件

- ・標津町外から、町内へ移住すること。

支援内容

・フラット35の借入金利を**当初5年間、年0.25%**引き下げます！

金利引き下げを受けるには、町で発行される【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書を金融機関へ提出する必要があります。

申請の方法など、詳しくは下記までお問い合わせください。

標津町定住住宅取得支援事業・【フラット35】子育て支援型・地域活性化型のお問い合わせ
→標津町役場 建設水道課 建築担当 (TEL:0153-82-2131 内線224 担当:中山)

【フラット35】についてのお問い合わせ
→住宅金融支援機構 北海道支店 地域営業グループ (TEL:011-261-8306)